特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会入会金及び会費等納入規程

（趣　旨）

1. この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）

　定款第８条の規定により、入会金及び年会費等（以下「会費等」という。）について

　必要な事項を定めるものとする。

　（会費等の区分）

1. 会費等は次の区分とする。
2. 入会金
3. 会費
4. 賛助会費

（会費等の額）

1. 前条の区分による会費等の額は、次のとおりとする。

　（１）入会金　　　評議員　　ア　個人　　　　　２，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　イ　団体　　　　１０，０００円

　（２）会　費　　　評議員　　ア　個人　　　　　１，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　イ　団体　　　　２０，０００円

　（３）会　費　　　賛助会員　ア　個人　１口　　１，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　イ　団体　１口　　５，０００円

（会費の納付）

1. 会員は、毎年６月末までに定款第８条に基づき会費を納入しなければならない。

　（設立当初の特例）

第５条　設立当初の入会金については、法人設立に関わった個人、団体について免除す

る。

（変更等）

第６条　第３条会費等の額の変更等は、総会の議決を経るものとし、その他必要な事項

及び変更等は、理事会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。